

伊勢市公報

第381号
令和3年9月21日
火曜日

目次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市公文例規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	5
○ 指定緊急避難場所の指定の取消しの告示事項の変更について	9
○ 指定緊急避難場所の指定及び指定の取消しについて	10
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	13
教育委員会告示	
○ 教育長職務代理者が行う職務の委任の終了について	15
○ 教育長の職務代理の終了について	16
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	17
○ 期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について	18
○ 期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について	27
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	30
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	31
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	32
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	33
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	34
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	35
○ 公示送達	36
○ 公示送達	38
○ 公示送達	40

伊勢市公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第7号

伊勢市公文例規程の一部を改正する訓令

伊勢市公文例規程（平成17年伊勢市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウを削る。

第3条第5項中「すべて」を「全て」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「、規程」を削り、同条第1号ウを削り、同条第2号中「(規程)」を削る。

第10条第3号ア中「関する訓令」を「関する規程（訓令）」に改める。

第12条第1号の起案用紙の図を次のように改める。

起案用紙

文書種別		文書事項	
起案日（供覧日）	年 月 日	文書番号	
決裁日（供覧完了日）	年 月 日	保存年数	
施行日	年 月 日	簿冊事項	
発送日	年 月 日	課名	
所属名		簿冊整理番号	
		簿冊名	
起案者		大分類	
電話		中分類	
特記事項		小分類	

文書件名 (標題)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○について (伺い)									
宛 先										
発信者名										
本文 (意見・備考)									公印	
このことについて、○○○○○○○○○○したい。										
収 受					収受日					
発 信 者										
発信者番号					発信日					

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 145 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について)の一部を次のように変更します。

令和 3 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 1 の項を次のように改める。

1	削除					
---	----	--	--	--	--	--

本則の表 4 の項中

伊勢市立進修小学校体育館	○	○	○	☆☆☆	を
--------------	---	---	---	-----	---

伊勢市立進修小学校屋内運動場	-	○	○	▲	に改め、同表 6
----------------	---	---	---	---	----------

の項中「伊勢市立五十鈴中学校体育館」を「伊勢市立五十鈴中学校屋内運動場」に改め、同表 8 の項中「伊勢市立修道小学校体育館」を「伊勢市立修道小学校屋内運動場」に改め、同表 10 の項中「伊勢市立明倫小学校体育館」を「伊勢市立明倫小学校屋内運動場」に改め、同表 14 の項中「伊勢市立有緝小学校体育館」を「伊勢市立有緝小学校屋内運動場」に改め、同表 16 の項中「伊勢市立厚生中学校体育館」を「伊勢市立厚生中学校屋内運動場」に改め、同表 18 の項中「伊勢市立厚生小学校体育館」を「伊勢市立厚生小学校屋内運動場」に改め、同表 22 の項中「伊勢市立早修小

学校体育館」を「伊勢市立早修小学校屋内運動場」に改め、同表 27 の項中「伊勢市立中島小学校体育館」を「伊勢市立中島小学校屋内運動場」に改め、同表 29 の項中「伊勢市立伊勢宮川中学校体育館」を「伊勢市立伊勢宮川中学校屋内運動場」に改め、同表 31 の項中「伊勢市立神社小学校校舎」を「旧伊勢市立神社小学校校舎」に改め、同表 32 の項中「伊勢市立神社小学校体育館」を「旧伊勢市立神社小学校屋内運動場」に改め、同表 34 の項中「伊勢市立港中学校体育館」を「伊勢市立港中学校屋内運動場」に改め、同表 43 の項中「伊勢市立大湊小学校校舎」を「旧伊勢市立大湊小学校校舎」に改め、同表 44 の項中

「

伊勢市立大湊小学校体育館	○	-	○	▲
--------------	---	---	---	---

を

」

「

旧伊勢市立大湊小学校屋内運動場	-	-	○	-
-----------------	---	---	---	---

に改め、同表 49

」

の項中

「

伊勢市立倉田山中学校体育館	○	○	○	☆☆☆
---------------	---	---	---	-----

を

」

「

伊勢市立倉田山中学校屋内運動場	-	○	○	▲
-----------------	---	---	---	---

に改め、同表 59

」

の項中「伊勢市立浜郷小学校体育館」を「伊勢市立浜郷小学校屋内運動場」に改め、同表 64 の項中「伊勢市立宮山小学校体育館」を「伊勢市立宮山小学校屋内運動場」に改め、同表 67 の項中「伊勢市立佐八小学校体育館」を「伊勢市立佐八小学校屋内運動場」に改め、同表 69 の項中「伊勢市立豊浜西小学校体育館」を「伊勢市立豊浜西小学校屋内運動場」に改め、同

表 71 の項中「旧伊勢市立豊浜中学校体育館」を「旧伊勢市立豊浜中学校
屋内運動場」に改め、同表 74 の項中「伊勢市立豊浜東小学校体育館」を
「伊勢市立豊浜東小学校屋内運動場」に改め、同表 79 の項中

「

伊勢市立北浜小学 校体育館	○	-	○	▲
------------------	---	---	---	---

を

」

「

伊勢市立北浜小学 校屋内運動場	-	-	○	-
--------------------	---	---	---	---

に改め、同表 83

」

の項中

「

旧伊勢市立北浜中 学校体育館	○	-	○	▲
-------------------	---	---	---	---

を

」

「

旧伊勢市立北浜中 学校屋内運動場	-	-	○	-
---------------------	---	---	---	---

に改め、同表 85

」

の項中

「

伊勢市立東大淀小 学校体育館	○	-	○	▲
-------------------	---	---	---	---

を

」

「

伊勢市立東大淀小 学校屋内運動場	-	-	○	-
---------------------	---	---	---	---

に改め、同表 91

」

の項中「伊勢市立城田小学校体育館」を「伊勢市立城田小学校屋内運動場」
に改め、同表 93 の項中「伊勢市立城田中学校体育館」を「伊勢市立城田
中学校屋内運動場」に改め、同表 96 の項中「伊勢市立四郷小学校体育館」
を「伊勢市立四郷小学校屋内運動場」に改め、同表 100 の項中「旧伊勢市
立沼木中学校体育館」を「旧伊勢市立沼木中学校屋内運動場」に改め、同

表 102 の項中「伊勢市立上野小学校体育館」を「伊勢市立上野小学校屋内運動場」に改め、同表 108 の項中

「

伊勢市立二見浦小学校体育館	○	-	○	▲
---------------	---	---	---	---

を

」

「

伊勢市立二見浦小学校屋内運動場	-	-	○	-
-----------------	---	---	---	---

に改め、同表 110

」

の項中「伊勢市立二見中学校体育館」を「伊勢市立二見中学校屋内運動場」に改め、同表 113 の項中

「

旧伊勢市立今一色小学校体育館	○	-	○	▲
----------------	---	---	---	---

を

」

「

旧伊勢市立今一色小学校屋内運動場	-	-	○	-
------------------	---	---	---	---

に改め、同表 119

」

の項中「安土桃山文化村駐車場」を「伊勢忍者キングダム駐車場」に改め、同表 129 の項中「伊勢市立小俣小学校体育館」を「伊勢市立小俣小学校屋内運動場」に改め、同表 131 の項中「伊勢市立小俣中学校体育館」を「伊勢市立小俣中学校屋内運動場」に改め、同表 137 の項中「伊勢市立明野小学校体育館」を「伊勢市立明野小学校屋内運動場」に改め、同表 140 の項中「伊勢市立御菌小学校体育館」を「伊勢市立御菌小学校屋内運動場」に改め、同表 142 の項中「伊勢市立御菌中学校体育館」を「伊勢市立御菌中学校屋内運動場」に改める。

伊勢市告示第 146 号

平成 31 年 4 月 22 日伊勢市告示第 60 号(指定緊急避難場所の指定の取消しについて)の一部を次のように変更します。

令和 3 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則 1 の表 3 の項中「桜浜中学校校舎」を「伊勢市立桜浜中学校校舎」に改め、同表 4 の項中「桜浜中学校体育館」を「伊勢市立桜浜中学校屋内運動場」に改める。

伊勢市告示第 147 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定により指定緊急避難場所を指定し、及び同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定した指定緊急避難場所

	所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	安全度ランク
			津波以外	津波		
1	大湊町 1282 番地	伊勢市立みなと小学校校舎	○	○	-	☆☆
2	大湊町 1282 番地	伊勢市立みなと小学校屋内運動場	○	○	○	☆☆
3	竹ヶ鼻町 99 番地 96	シンフォニアエンジニアリング株式会社	-	2 階以上	-	☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設

定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

2 指定を取り消した指定緊急避難場所

所在地	名称	指定緊急 避難場所		指 定 避 難 所	安全度 ランク
		津波 以外	津波		
宇治館町 510 番地	三重交通 G スポーツの杜伊勢 体育館別館(県営総合競技場体育館(別館))	○	-	-	☆☆☆
大湊町 1118 番地 194	伊勢市立大湊小学校体育館	○	-	○	▲
村松町 3285 番地 1	伊勢市立北浜小学校体育館	○	-	○	▲
東大淀町 15 番地	旧伊勢市立北浜中学校体育館	○	-	○	▲
東大淀町 351 番地	伊勢市立東大淀小学校体育館	○	-	○	▲
二見町荘 1500 番地	伊勢市立二見浦小学校体育館	○	-	○	▲

二見町今一色3 番地	旧伊勢市立今一色 小学校体育館	○	-	○	▲
---------------	--------------------	---	---	---	---

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 148 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 8 月 20 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	10 台
〃	令和 3 年 8 月 20 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
計			17 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第 12 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 4 項及び教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する規則（平成 28 年伊勢市教育委員会規則第 2 号）の規定による事務部長への事務の委任は、令和 3 年 9 月 5 日限りで終了します。

令和 3 年 9 月 3 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 鍋島 健二

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育長北村陽は、令和 3 年 9 月 6 日その職に復帰したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定による伊勢市教育長職務代理者鍋島健二の教育長の職務の代理は、同月 5 日限りで終了しました。

令和 3 年 9 月 6 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 3 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,104 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,529 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,057 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,169 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の
これを代理すべき者を別紙のとおり変更します。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中川 佳奈子	令和3年9月6日
省 略	山本 康平	令和3年9月8日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	土屋 啓史	令和3年9月6日
省 略	坂口 定生	令和3年9月8日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中山 幸則	令和3年9月5日
省 略	中川 章宏	令和3年9月7日
省 略	土屋 啓史	令和3年9月8日

変更後

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	南 達貴	令和3年9月5日
省 略	池田 文彦	令和3年9月7日
省 略	木下 喜之	令和3年9月8日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	佐波 正子	令和3年9月3日
省 略	中川 一雄	令和3年9月5日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	水本 潔美	令和3年9月3日
省 略	藤原 宏之	令和3年9月5日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	中村 益教	令和3年9月4日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	山口 諒大	令和3年9月4日

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

令和 3 年 9 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の
これを代理すべき者を別紙のとおり変更します。

令和 3 年 9 月 4 日 提出

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	西井 有希	令和3年9月5日
省 略	倉井 伸也	令和3年9月7日

投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

○ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省 略	倉井 伸也	令和3年9月5日
省 略	西井 有希	令和3年9月7日

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 189 回総会を次のとおり招集します。

令和 3 年 9 月 9 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 3 年 9 月 15 日（水）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園総合支所 2 - 4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 3 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
108	木田設備	伊勢市東豊浜町 1036 番地	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
141	株式会社 伊勢志摩産業	伊勢市村松町 1368 番地 13	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
143	栗原水道設備	鳥羽市大明東町 10 番 19 号	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
151	城山水道	伊勢市浦口 3 丁目 3 番 5 号	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
169	朝日丸建設株式会社	伊勢市小木町 604 番地 3	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
174	株式会社 大伸管工	松阪市外五曲町 116 番地 6	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日
176	株式会社 阪神計器製作所	兵庫県尼崎市 神田中通 4 丁目 163 番地	令和 3 年 8 月 31 日	令和 8 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
405	J u t e c I N A B A	津市久居元町 1961 番 地 1	令和 3 年 9 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和 3 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
363	J u t e c I N A B A	津市久居元町 1961 番 地 1	令和 3 年 9 月 2 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
61	堀内設備	伊勢市大湊町 220 番 地 23	令和 3 年 9 月 10 日

伊勢市公告第 52 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 53 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

伊勢市公告第 54 号

公 示 送 達

下記の者の令和 2 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

伊勢市公告第 55 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略